

令和元年12月3日

会員各位

前橋ロータリークラブ
会 長 菊川 善明
奨学会委員長 藤野 隆司

前橋ロータリークラブ国際奨学会 奨学生募集について

平成10年11月10日、当ロータリークラブ創立45周年記念事業として設立されました「国際奨学会」について、その設立趣旨に沿ってより一層のご理解と、ご協力をお願い致します。

次年度[第22期生(令和2年4月～令和3年3月)]奨学生3名の募集をすることが決定されております。本制度は、前橋RC国際奨学会規定により月額3万円を原則として1年間支給するもので、将来返済する必要はありません。

つきましては、本規定第3条及び第4条に該当する学生がありましたら、来る2月28日までに会員各位より是非ご推薦下さるようお願い申し上げます。尚、推薦者は当クラブ会員に限定されますので、ご推薦下さる際に必要な書類は事務局に用意してありますのでご利用下さい。

奨学生を推薦される会員各位は、被推薦者に対して推薦書の提出は応募であって、奨学生としての決定ではない旨を申し添えて下さい。

奨学生の決定は募集締め切り後、委員会において選考並びに決定し、理事会に報告されます。奨学生の決定通知及び、その後の手続きは推薦者を通じて行われますことを付記致します。

記

前橋RC国際奨学会奨学生選考基準

1. 奨学生選考の方針

本会の目的（前橋ロータリークラブ国際奨学会規定第3条）及び奨学生の資格（同規定第4条）に該当するもので、学業、性行、健康及び生活の状況を考慮して選考する。

2. 学業に関する基準

優秀な学力を持ち、心身ともに留学生活に耐え得る健全なもの。

3. 性行に関する基準

将来ともに、ロータリー精神に基づく国際理解と親善に寄与出来る人物としての資質を具えているもの。

4. 健康に関する基準

修学を困難とするような心身上の欠陥のないこと。

5. 推薦者は当クラブの会員とし、推薦書及び面接、現況報告書をこれに充てる。

以上

前橋ロータリークラブ国際奨学会規定

- 第1条 本会は、前橋ロータリークラブ国際奨学会（以下奨学会）と称する。
- 第2条 奨学会の事務所は、前橋市元総社町194番地 群馬銀行本店
前橋ロータリークラブ事務所に置く。
- 第3条 奨学会は、前橋市内及び、近隣に在住する大学、短期大学、各種専門学校に在籍する外国人留学生を対象として、相互理解と国際親善に寄与することを目的に、学習活動費を補助する。
- 第4条 奨学会より補助を受ける者は、下記の項目のいずれかに該当するものでなければならない。
- A 4年制大学・大学院修士課程・大学院博士課程
 - B 短期大学・専修学校専門課程
 - C その他奨学委員会が適性と認めた者
- 第5条 奨学金を希望する者は、前橋ロータリークラブへ所定の文書を以て申し込む。前橋ロータリークラブ会長は、候補者について適当と認めた者を奨学委員会（以下委員会と称する）へ選考を委嘱する。
- 但し、次に掲げる者は申し込みができないものとする。
- A 本奨学金申し込み以前に、本奨学金または他の奨学金の受給を受けたことのある者
 - B 現在本奨学金または他の奨学金の受給を受けている者
 - C 将来他の奨学金の受給を受けることが確定している者
- 第6条 委員会は、前条により推薦された候補者について選考し、奨学生を決定する。
- 第7条 奨学生数は、年度毎に委員会がこれを決める。奨学金受領の期間は1年間（当該年度の4月から翌年3月まで）とし、各奨学生につき1名の前橋ロータリークラブ会員のカウンセラーを付し、委員会がこれを決めるものとする。
- 第8条 奨学生に対する奨学金支給額は、1人月額3万円を超えない範囲として委員会がこれを定める。
- 第9条 奨学生は次のいずれかに該当すると認められた時は、委員会は奨学金の支給を停止する。
- A 奨学生が病気その他の理由により退学し、または修学あるいは研究継続が不可能となった場合。
 - B 修学または研究の指導者が、奨学生の修学または研究を不相当と認めた場合。
 - C 奨学生の素行に不良と思われる点、あるいはロータリー精神に著しく違背する点が認められた場合。

第10条 委員会は次に掲げる者を以て構成し、基金の管理及び執行については、理事会に報告し、承認を得るものとする。

- A 前橋ロータリークラブ会長
- B 前橋ロータリークラブ幹事
- C 委員会は、理事会の任命する若干名により構成し、委員長及び副委員長を互選する。
- D 委員の任期は1年とし再選を妨げない。
- E 本規定に基づく最初の正副委員長の任期は次のとおりとする。委員長は1年、第一副委員長は2年、第二副委員長は3年とする。

第11条 奨学会基金に関する規定は別に定める。

第12条 本規則に定めない事項については、前橋ロータリークラブ細則の規定に準ずる。

- 附則
1. 本規則は1998年11月10日より施行する。
 2. 本規則は2000年2月1日より一部改訂して施行する。
 3. 本規則は2001年2月6日より一部改訂して施行する。
 4. 本規則は2008年10月7日より一部改訂して施行する。
 5. 本規則は2012年12月18日より一部改訂して施行する。

※受付番号	※選定可否	※選考番号	※付記
第 号		第 号	

奨 学 生 願 書

本 人	(ふりがな)			性別	男 ・ 女
	氏名			生 年 月 日 年 月 日	
	現住所	〒			
	常時連絡できる 連絡先	学校			
		携帯電話			
		メールアドレス			
	当該事項を○ で囲む	下宿 間借 学校 寮同居			
	在籍学校名				
	学年		専門課程		
	本籍 (国籍)				
就学	年 月 日	現在のアルバイト等の有無			
終了予定	年 月 日	内容等			

前橋ロータリークラブ会長 殿

前橋ロータリークラブ国際奨学会規定による奨学生を志望致します。

令和 年 月 日

本 人 氏 名

印又は自署

推 薦 者 氏 名

印

備考

1 ※印欄は記入しないこと。

2 願書提出は推薦者である前橋ロータリークラブの会員が届け出ること。

奨学生推薦書

推薦 生徒氏名	学 年
	学部名
	氏 名
学業についての 所見	
人物についての 所見	
生活状況についての 所見	
健康についての 所見	
将来性についての 所見	

前橋ロータリークラブ会長 殿
上記の通り推薦致します。

令和 年 月 日

在 schools 長又は
指導教授 氏名

印

現況報告書

奨学金要望期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月 迄 ヶ月間

本人氏名 (カタカナ) (アルファベット)	在学学校名 学部・学年 専門課程
-----------------------------	------------------------

生年月日	年 月 日生	男・女	未婚・既婚・同居・別居・単身
------	--------	-----	----------------

現住所	連絡先TEL
-----	--------

本籍(国籍)	
--------	--

学歴・職歴及び 留学の経緯	
------------------	--

留学費用及び 学資について	
------------------	--

奨学金等受給 経験の有無	
-----------------	--

家族状況 (自国)有無	同居者名 祖父母 父母 兄弟 の別
----------------	----------------------

現在の生活 状況	
-------------	--

留學生活の 終了後の方針	
-----------------	--

前橋ロータリークラブ会長 殿
上記の通り報告致します。

令和 年 月 日

本人自署

備 考

- 1 設問には○印で記入してください。
- 2 簡略に出来る範囲で結構です。